



金 沢 市 公 報

号外第28号

令和4年(2022年)9月20日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○金沢市手数料条例の一部を改正する条例	
●条 例		(財 政 課)	26
○職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例	(人 事 課) 1	○金沢市学校設置条例の一部を改正する条例	(教育総務課) 26
○職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	(") 23	○金沢市文化財保護条例の一部を改正する条例	(文化財保護課) 27
○金沢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例	(") 25		

条 例

職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例をここに公布する。

令和4年9月20日

金 沢 市 長 村 山 卓

◎金沢市条例第32号

職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の定年等に関する条例(昭和58年条例第39号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 定年制度(第2条—第5条)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条—第11条)

第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条・第13条)

第5章 雑則(第14条)

附則

第1章 総則

第1条中「)第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書及び各号を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、別表第1に掲げる施設において医療業務に従事する医師及び歯科医師の定年は、年齢70年とする。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条各項の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「、その」を「、当該」に、「による」を「により生ずる」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。

第4条の次に次の1条及び3章を加える。

（定年に関する施策の調査等）

第5条 市長は、職員の定年に関する事務の適正な運営を確保するため、職員の定年に関する制度の実施に関する施策を調査研究し、その権限に属する事務について適切な方策を講ずるものとする。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職（別表第2に掲げる施設において医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。）とする。

- (1) 職員の給与に関する条例（昭和26年条例第7号）第10条の2第1項に規定する職
- (2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるものの職
- (3) 医療職給料表(2)の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるものの職
（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等を行おうとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等を行った職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をするべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長され

た期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えないことができる。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条各項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他

の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合(本市が加入する地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項の一部事務組合又は広域連合をいう。以下同じ。)の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

(委任)

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び4項を加える。

(定年に関する経過措置)

2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年条例第32号。以下「令和4年改正条例」という。)第1条の規定による改正前の第3条各号に掲げる職員であって、第3条第1項の規定を適用する職員については、前項の規定にかかわらず、次の各号に規定する定年とする。

(1) 令和4年改正条例第1条の規定による改正前の第3条第1号に掲げる職員については、第3条第1項中「65年」とあるのは、「65年」とする。

(2) 令和4年改正条例第1条の規定による改正前の第3条第2号に掲げる職員については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、第3条第1項中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
------------------------	-----

令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年
-------------------------	-----

- 4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、令和4年改正条例第1条の規定による改正前の第3条第1号に掲げる職員に対する第3条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「70年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	66年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	67年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	68年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	69年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 5 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員並びに第3条第2項に規定する職員及び令和4年改正条例第1条の規定による改正前の第3条第1号に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

別表を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

- (1) 保健所
- (2) 福祉健康センター

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第6条関係）

- (1) 病院
- (2) 保健所
- (3) 福祉健康センター

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 職員の給与に関する条例（昭和26年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第5項及び第7項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第11項を次のように改める。

- 11 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務

職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、服務等条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第5条の2を削る。

第13条第1項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号本文中「その者」を「当該職員」に改め、「以下」の次に「この号において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「1箇月」を「1か月」に、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「1箇月」を「1か月」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第5項中「6箇月」を「6か月」に、「1箇月」を「1か月」に改める。

第16条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「1箇月」を「1か月」に改め、「(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第21条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第22条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第23条の5第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第23条の6の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第10条の3」を「第5条第3項から第10項まで、第10条の3」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第27条第1項ただし書中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第4項中「中」を「規定中」に、「てい触する」を「抵触する」に改める。

附則に次の9項を加える。

10 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第12項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

11 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年条例第32号)

- 第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和58年条例第39号。附則第18項において「旧定年条例」という。）第3条第1号に掲げる職員に相当する職員
- (3) 職員の定年等に関する条例第3条第2項に規定する職員
- (4) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- (5) 職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
- 12 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第14項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第10項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（市長が定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第10項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 13 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 14 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第10項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第12項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長の定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 15 附則第12項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第10項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長の定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 16 附則第12項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第21条第5項（第22条第4項において準用する場合を含む。）及び第23条の2第2項の規定の適用については、第21条第5項及び第23条の2第2項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第12項、第14項又は第15項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 17 附則第10項から前項までに定めるもののほか、附則第10項の規定による給料月額、附則第12項の規定による給料その他附則第10項から前項までの規定の施行に関し必要

な事項は、市長が別に定める。

18 当分の間、技能労務職員（会計年度任用職員を除く。）が60歳（旧定年条例第3条第2号に掲げる職員に相当する職員にあつては、63歳）に達した日後における最初の4月1日以後の給与は、職員との権衡を考慮し、市長が定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	188,200	215,700	255,800	275,300	290,400	315,900	357,700	390,800	442,100

別表第2再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
	234,600	275,000	303,700	331,900	416,200

別表第3アの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同アの表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準	基 準	基 準	基 準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
	296,900	339,400	393,900	467,100

別表第3イの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同イの表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
	189,200	215,800	244,100	257,500	282,800	323,600	365,900	427,500

別表第3ウの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同ウの表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
	235,700	256,000	263,200	273,500	289,800	327,000	371,500

(職員の分限及び懲戒に関する条例の一部改正)

第3条 職員の分限及び懲戒に関する条例(昭和26年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第5条の2中「次条において」を「以下」に、「とする」を「並びに法第28条の2第1項に規定する降給(同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格をすることをいう。)とする」に改める。

第5条の3中「降任された」を「降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった」に改める。

第6条第1項中「期間、」の次に「その発令の日に受ける」を、「加算した額」の次に「。以下この項において同じ。」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額 $\frac{1}{5}$ に相当する額を超えるときは、当該額を給与から減ずるものとする。

第6条第2項中「加算した額」の次に「。以下この項において同じ。」を加える。

附則に次の2項を加える。

4 第3条の規定は、職員の給与に関する条例(昭和26年条例第7号)附則第10項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、任命権者の定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

5 職員の給与に関する条例附則第10項の規定の適用を受ける職員に対する第5条の2の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに職員の給与に関する条例(昭和26年条例第7号)附則第10項の規定による降給とする」とする。

(企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第4条 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和28年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第19条第1項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(給与に関する特例措置)

2 当分の間、職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後の給与は、職員の給与に関する条例に定める職員との権衡を考慮し、管理者が定める。

(金沢市職員退職手当支給条例の一部改正)

第5条 金沢市職員退職手当支給条例(昭和28年条例第41号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者」を削り、同条第2項ただし書中「法」を「地方公務員法(昭和

25年法律第261号。以下「法」という。)」に改める。

第3条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

第4条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改め、同条第2項中「前項の規定に」を「同項の規定に」に改める。

第4条の3中「15年」を「20年」に改める。

第5条の4第1項中「以下「休職月等」を「第6条第4項において「休職月等」に、「調整月額」を「この項及び第5項において「調整月額」に改める。

第7条の3第1項第1号中「15年」を「20年」に改める。

第13条の見出し及び同条第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第14条第1項中「にあつては」を「には」に改め、同項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第16条第1項中「この条において同じ」を「この項から第6項までにおいて同じ」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第2項及び第3項中「にあつては」を「には」に改め、同条第4項中「禁錮」を「禁錮」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第2項から第17項までを削る。

附則第18項中「旧専売公社又は旧電信電話公社」を「日本たばこ産業株式会社法（昭和59年法律第69号）附則第12条第1項の規定による解散前の日本専売公社（以下「旧専売公社」という。）又は日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社（以下「旧電信電話公社」という。）」に改め、同項を附則第2項とする。

附則第19項中「日本電信電話株式会社及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」を「日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」に改め、「国家公務員等退職手当法」の次に「（昭和28年法律第182号）」を加え、同項を附則第3項とする。

附則第20項中「職員で旧日本国有鉄道」を「職員で日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道（以下「旧日本国有鉄道」という。）」に改め、同項を附則第4項とし、附則第21項を附則第5項とする。

附則第22項中「第4条の3まで」の次に「及び附則第13項から第21項まで」を加え、「附則第22項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第23項中「第4条の2」の次に「及び附則第16項」を加え、同項を附則第7項とする。

附則第24項中「第4条」の次に「又は附則第14項」を加え、「附則第22項」を「附則

第6項」に改め、同項を附則第8項とし、附則中第25項から第28項までを16項ずつ繰り上げる。

附則に次の9項を加える。

- 13 当分の間、第3条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年条例第32号）第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和58年条例第39号。以下「旧定年条例」という。）第3条第2号に掲げる職員に相当する職員（以下「業務職員」という。）にあっては、63歳）に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び第3条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第2条の規定の適用については、同条第1項中「又は第4条」とあるのは、「、第4条又は附則第13項」とする。
- 14 当分の間、第4条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳（業務職員にあっては、63歳）に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第2条の規定の適用については、同条第1項中「又は第4条」とあるのは、「、第4条又は附則第14項」とする。
- 15 前2項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。
 - (1) 旧定年条例第3条第1号に掲げる職員に相当する職員
 - (2) 職員の定年等に関する条例第3条第2項に規定する職員
- 16 職員の給与に関する条例附則第10項の規定による職員の給料月額の変額は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。
- 17 当分の間、第3条第1項第4号並びに第4条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者に対する第4条の3及び第5条の3の規定の適用については、第4条の3本文中「定年に達する日」とあるのは「定年（附則第13項に規定する業務職員及び附則第15項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、附則第13項に規定する業務職員にあっては63歳とし、附則第15項各号に掲げる職員にあっては65歳とする。）に達する日」と、第4条の3の表第3条第1項及び第4条第1項の項、第4条の2第1項第1号の項及び第4条の2第1項第2号の項並びに第5条の3の表第5条の項、第5条の2第1号の項及び第5条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（附則第13項に規定する業務職員及び附則第15項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、附則第13項に規定する業務職員にあっては63歳とし、附則第15項各号に掲げる職員にあっては65歳とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。
- 18 当分の間、第3条第1項第4号並びに第4条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者（次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。）（規則で定める

者を除く。)に対する第4条の3及び第5条の3の規定の適用については、第4条の3の表第3条第1項及び第4条第1項の項、第4条の2第1項第1号の項及び第4条の2第1項第2号の項並びに第5条の3の表第5条の項、第5条の2第1号の項及び第5条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「100分の3」とする。

業務職員及び附則第15項各号に掲げる職員以外の者	60歳
業務職員	63歳
附則第15項各号に掲げる職員	65歳

19 当分の間、第3条第1項第4号及び第4条第1項（第1号及び第5号を除く。）に規定する者に対する第4条の3の規定の適用及び第7条の3の規定の適用については、第4条の3本文及び第7条の3第1項第1号中「20年を」とあるのは「15年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第4条の3本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第7条の3第1項第1号中「定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

20 当分の間、第4条第1項第2号及び第4号に掲げる者であって附則第18項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第4条の3及び第5条の3の規定の適用については、第4条の3の表第3条第1項及び第4条第1項の項、第4条の2第1項第1号の項及び第4条の2第1項第2号の項並びに第5条の3の表第5条の項、第5条の2第1号の項及び第5条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「附則第18項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

21 当分の間、第4条第1項第2号及び第4号に掲げる者であって附則第18項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第4条の3及び第5条の3の規定の適用については、第4条の3の表第3条第1項及び第4条第1項の項、第4条の2第1項第1号の項及び第4条の2第1項第2号の項並びに第5条の3の表第5条の項、第5条の2第1号の項及び第5条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

(金沢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 金沢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和48年条例第52号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「に新条例」を「に金沢市職員退職手当支給条例」に改め、「第4条ま

で」の次に「又は附則第13項若しくは第14項」を加え、「、新条例」を「、同条例」に改め、「第4条の3まで」の次に「及び附則第13項から第21項まで」を加える。

附則第7項中「に新条例」を「に金沢市職員退職手当支給条例」に、「又は新条例」を「又は同条例」に改め、「第4条の2」の次に「及び附則第16項」を加える。

附則第8項中「新条例」を「金沢市職員退職手当支給条例」に改め、「第4条」の次に「又は附則第14項」を加える。

(金沢市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第7条 金沢市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例(平成15年条例第67号)の一部を次のように改正する。

附則第12項中「附則第22項」を「附則第6項」に改める。

(金沢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第8条 金沢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成18年条例第15号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「附則第22項から第24項まで」を「附則第6項から第8項まで」に改める。

(金沢市立工業高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第9条 金沢市立工業高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年条例第48号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第10条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和60年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第31条の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第32条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(職員の子育休等に関する条例の一部改正)

第11条 職員の子育休等に関する条例(平成4年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第10条に次の1号を加える。

(3) 職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第17条第1項の表第5条第11項の項を削り、同表第13条第2項第2号の項中「再任用

短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第16条第4項の項を削り、同条第2項の表第31条の見出し及び第32条第3項の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第31条の項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第21条第1項の表第13条第2項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第16条第4項の項を削り、同表第23条の6の見出しの項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第23条の6の項を次のように改める。

第23条の6	第5条第3項から第10項まで、第10条の3から第12条まで、第12条の3から第12条の5まで	第10条の3から第12条まで、第12条の3から第12条の5まで、第13条の2
	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員

第21条第2項の表第31条の見出し及び第32条第3項の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第31条の項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第22条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「短時間勤務職員」に改める。

第23条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「短時間勤務職員」に改める。

附則に次の見出し及び2項を加える。

(職員の給与に関する条例附則第10項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え)

4 育児短時間勤務職員に対する職員の給与に関する条例附則第10項の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「)に、算定率を乗じて得た額とする」とする。

5 育児休業法第17条の規定による勤務をしている職員が職員の給与に関する条例附則第10項の規定の適用を受ける場合における第19条の規定の適用については、同条中「前2条」とあるのは、「前2条及び附則第4項」とする。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第12条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成6年条例第62号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員(職員の服務等に関する条例の一部改正)